

---

プロジェクト IFRS のエンドースメント手続

項目 修正国際基準の適用時期

---

### 本資料の目的

1. 本資料は、修正国際基準の適用時期について議論することを目的としている。

### 修正国際基準の適用時期

2. 修正国際基準は、任意に適用が認められるものであるため、通常の会計基準で必要とされる周知期間は必要とされず、主として、作成者のニーズや監査対応の準備期間などが考慮要因になると考えられる。
3. 作成者のニーズの観点からは、修正国際基準を適用したいと考える企業ができるだけ早い時点から適用可能とすることが有益と考えられる。また、監査人の観点からは、修正国際基準を「適用される財務報告の枠組み」としたうえで監査基準に準拠した監査を行うことになると考えられるが、監査報告書における記載方法など監査上の取扱いについて検討すべき事項が存在する可能性がある<sup>1</sup>。
4. これらを踏まえると、監査上の取扱いの整備に支障をきたさないことを前提に、可能な限り早いタイミングに適用できるようにすることが適切と考えられ、2015年4月1日以降開始する事業年度の第1四半期から修正国際基準を適用できることとしてはどうか。

### ディスカッション・ポイント

修正国際基準の適用時期についてご意見を頂きたい。

---

<sup>1</sup> 例えば、日本公認会計士協会が公表している監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」は、制度ごとの監査報告書の様式を示しているが、修正国際基準の制度化にあたっては、修正国際基準に準拠して作成された連結財務諸表に関する監査報告書の様式を示すように改訂するか検討が必要となる可能性がある。

**(参考) 指定国際会計基準への移行パターン**

5. 現在、指定国際会計基準に移行する場合、以下のパターンが認められている<sup>23</sup>。

年度末からの移行

- (1) 会社法における連結計算書類及び有価証券報告書における連結財務諸表のいずれも、指定国際会計基準に準拠して作成する。
- (2) 会社法における連結計算書類については従前から採用している会計基準<sup>4</sup>に準拠して作成するが、有価証券報告書における連結財務諸表は指定国際会計基準に準拠して作成する。

第1四半期からの移行

- (3) 年度末は会社法における連結計算書類及び有価証券報告書における連結財務諸表のいずれも従前から採用している会計基準に準拠して作成し、翌第1四半期の四半期報告書における四半期連結財務諸表から指定国際会計基準に準拠して作成する。
- (4) 年度末は会社法における連結計算書類及び有価証券報告書における連結財務諸表のいずれも従前から採用している会計基準に準拠して作成し、翌第1四半期の四半期報告書における四半期連結財務諸表から指定国際会計基準に準拠して作成する。その際、指定国際会計基準に準拠して作成された前連結会計年度の連結財務諸表についても併せて開示する<sup>5</sup>。

6. 前項に記載した移行パターンを図示すると、次のとおりとなる。

移行 パターン	年度末		翌第1四半期	
	計算書類	有価証券報告書	四半期報告書	
			第1四半期 連結会計期間	前年度 連結会計期間
(1)	指定国際会計基準	指定国際会計基準	指定国際会計基準	-
(2)	従前 GAAP	指定国際会計基準	指定国際会計基準	-
(3)	従前 GAAP	従前 GAAP	指定国際会計基準	-
(4)	従前 GAAP	従前 GAAP	指定国際会計基準	指定国際会計基準

<sup>2</sup> ここでは決算短信及びアニュアル・レポートについては検討の対象外とする。

<sup>3</sup> 個別財務諸表について、日本基準に準拠した財務諸表に加えて、指定国際会計基準に準拠した財務諸表を提出するパターンは省略する。

<sup>4</sup> 日本基準又は米国会計基準

<sup>5</sup> 企業内容等の開示に関する内閣府令 第四の三様式 記載上の注意(18)h

7. 第5項(1)から(4)に記載した各パターンを採用するメリットは、以下のとおりと考えられる。
- (1)のパターンでは、四半期は従来どおり行い、それと並行して年度末の開示に向けた準備を1年間かけて行うことができる。
  - (2)のパターンでは、(1)のメリットに加え、計算書類を作成した後から有価証券報告書の提出の間の時間を使って、指定国際会計基準に準拠した開示に関する作業を行うことができる。
  - (3)のパターンでは、1年間を通じて一貫性がある開示や管理ができる。また、開示量の少ない四半期の開示から適用を始めることができる。
  - (4)のパターンでは、(3)のメリットに加えて、開示量が多い年度末の開示について、前年度の有価証券報告書の提出後に時間的な余裕をもって作業を行うことができる。
8. 修正国際基準の移行パターンについては会社法及び金融商品取引法における制度と関連するものであり、制度において定められるものと考えられる。

以 上